

大分市公告第147号

大分市住生活基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル参加事業者の  
公募について

大分市住生活基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル参加事業者を  
次のとおり公募する。

令和4年4月25日

大分市長 佐藤 樹一郎



1. 業務の概要

(1) 業務名称

大分市住生活基本計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

業務の内容は、仕様書のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

委託料の上限額は、5,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む)。

2. 業務の目的

本市では、平成11年3月に大分市住宅マスタープランを策定、その後平成22年3月と平成29年3月に見直しを行い様々な住宅施策に取り組んできているところである。

今回、国及び県の住生活基本計画が見直されたことから、その計画との整合を図り、また社会情勢の変化等に対応した住宅施策について検討するために既存の大分市住宅マスタープランを見直し、大分市住生活基本計画の策定を行う。

3. 公募型プロポーザル方式で契約候補者を選定する理由

専門的な知見や豊富なノウハウ等を有する事業者を募り、本業務の目的を達成しうる最も適した業者を選定するため。

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者

であること。

- (2) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）又は大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1616号）により、入札参加資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）であること。
- (3) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年大分市告示第553号）若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号）に基づく指名停止期間中でないこと又は大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (4) 平成24年4月1日以降に地方公共団体が発注した下記業務と同種の業務の履行実績があること。
  - ①住宅施策関連計画策定業務
  - ②総合計画等策定業務
  - ③都市計画関連計画策定業務（立地適正化含む）
  - ④国土強靱化計画等策定業務（総合的な防災計画）
  - ⑤その他まちづくり系計画策定業務

## 5. 質問及び回答

### (1) 質問

#### ① 質問期限

公告日から令和4年5月9日(月)17時15分まで

#### ② 質問方法

文書（A4判、書式自由）により行うものとし、持参、郵送（必着）、電子メールのいずれかの方法とする。なお、文書には貴社の担当窓口の部署、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記すること。

※電子メールの場合は、住宅課の担当者まで送信した旨の連絡を電話にて行い、質問書が受信されていることの確認を行うこと。

### (2) 回答

#### ① 回答期限

令和4年5月11日(水)まで

#### ② 回答方法

質問内容と合わせ、市のホームページ上で回答する。

## 6. 実施スケジュール

No.	項目	期間等
1	公募開始	令和4年4月25日(月)
2	質問書の提出期限	令和4年5月9日(月)17時15分まで
3	質問書に対する回答	令和4年5月11日(水)
4	参加申込書等の提出期限	令和4年5月13日(金)17時15分まで
5	参加資格確認結果の通知	令和4年5月16日(月)
6	提案書の提出期限	令和4年5月30日(月)17時15分まで
7	選定委員会(プレゼンテーション等)	令和4年6月7日(火) 予定
8	審査結果の通知	令和4年6月10日(金) 予定

※選定委員会及び審査結果の通知日については、変更となる可能性有。

## 7. 参加申込書等の提出

### (1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 会社の概要が分かる書類(会社案内のパンフレット等)
- ③ 実績調書(様式2)
  - 平成24年4月1日以降に地方公共団体より受注した下記ア～オの業務実績を3件まで記載すること。(なお、3件以上ある場合は受注月日が新しいものより記載すること。)
    - ア. 住宅施策関連計画策定業務
    - イ. 総合計画等策定業務
    - ウ. 都市計画関連計画策定業務(立地適正化含む)
    - エ. 国土強靱化計画等策定業務(総合的な防災計画)
    - オ. その他まちづくり系計画策定業務
  - 記載したすべての業務について、実績が確認できる書類(契約書及び仕様書の写し等)を添付すること。
- ④ 業務実施体制(様式3)
  - 配置予定の担当責任者及び副担当者を記載すること。
  - 業務の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容、再委託先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。

### (2) 提出期限

令和4年5月13日(金)17時15分まで(必着)

(3) 提出方法

持参、郵送（必着）、または電子メールで参加申込書等を提出すること。

電子メールの場合は、代表者印を押印した参加申込書等のスキャンデータを提出すること。なお、電子メールの場合は、住宅課の担当者まで送信した旨の連絡を電話にて行い、電子メールが受信されたことの確認を行うこと。

(4) 提出部数

各1部

(5) 参加資格確認結果の通知

令和4年5月16日(月)

※参加申込者の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、結果を全申込者に書面により通知する。併せて参加資格を有する者に対して、提案書等の提出を依頼する。

8. 提案書の提出

(1) 提出書類（※下記の①～③を合わせたものを提案書一式とする）

① 提案書（鑑）（提案様式1）

② 提案書（様式自由：A3用紙横 片面3枚程度とする。）

▶ 下記ア～エを含んだ提案を記載すること。

ア. 本市の現状と課題等について

時代背景や住宅土地統計調査等の各種統計調査の結果及び住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）及び大分県住生活基本計画を踏まえたうえで、大分市の住宅施策を取り巻く現状と課題について記載すること。

※時代背景の例（本格的な人口減少・少子高齢化社会の進展、SDGsや脱炭素社会、コロナ禍を契機とした生活様式の変化、激甚化する災害等）

イ. 重点的な取組について

大分市住生活基本計画では、下記2点について特に重点的に取り組む予定である。

①住宅施策からの子育て支援 ②DXの推進に伴う住宅支援策（テレワーク等）

上記2点について貴社の考えを上記『ア』の内容を踏まえた上で記載すること。

ウ. その他の住宅施策について

上記『ア』の内容を踏まえ、大分市として今後（5年～10年間）、優先的に取り組むべき住宅施策について記載すること。

なお、上記『イ』の内容と重複しないこと。

エ. 計画のイメージについて

市民に対して、簡潔で分かりやすい計画とするための計画全体のイメージについて記載すること。

- ▶ その他、本業務に関する提案があれば自由に記載してよい。
- ▶ 提案書については、イラストやグラフ等の使用を可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。

③ 参考見積書（提案様式2）

- ▶ 見積書には、人件費、間接経費など積算根拠を明示した内訳書を添付すること。なお、契約時の委託料は、10%の消費税額及び地方消費税額を乗じた金額とする。

(2) 提出期限

令和4年5月30日(月)17時15分まで(必着)

(3) 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る)による。

※提案書（自由様式）については電子メールでも併せて提出すること。

なお、データ形式はPDFとし、住宅課の担当者まで送信した旨の連絡を電話にて行い、メールが受信されていることの確認を行うこと。

(なお、5メガ以上の容量となる場合については、ギガファイル便を使用して提出すること。)

(4) 提出部数

提案書のみ2部 その他1部

※1部は会社名を明記したものと、1部は無記名かつ会社名が特定されないようにしたものとする。

※データは2種類とも提出すること。

(5) その他

- ① 提案書一式の提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- ② 提案書一式の提出が期限に間に合わなかった場合、失格とする。

9. 選定方法及び選定基準

選定方法については、書類審査・プレゼンテーション・質疑応答により選定委員会による審査を行う。

すべての審査の終了後、評価基準に基づき選定委員が採点した合計得点を集計し、最高得点者を契約候補者として、また、次点までを選定する。ただし、最高点を得た者が複数となった場合、以下の基準により決定する。

- ・評価基準の「②提案力」の最高点を得た者を契約候補者とする。

- ・上記の結果においても最高点を得た者が複数となった場合、その中の見積額の一番低い者を契約候補者とする。

(1) 評価基準及び配点

具体的な評価基準と配点は、別紙「評価基準」による。

(2) 審査実施日時及び場所

日時：令和4年6月7日（火） 場所：大分市市役所内会議室

※日時、場所ともに変更の可能性有。詳細な時間・場所については後日別途連絡する。

(3) 実施方法

書類審査…提出された提案書を審査

プレゼンテーション及び質疑応答…1者あたり持ち時間20分（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）

(4) 出席者

1者あたり2名までとする。

※業務の担当責任者となるものは必ず参加すること。

(5) プレゼンテーションによる留意事項

提出した提案書をもとに行うものとし、追加資料の配布等は認めない。

(6) 審査過程及び結果等について（非公開）

審査の過程及び結果は非公開とする。また審査内容等についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(7) 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本実施要領に違反があった場合
- ③ 公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- ④ 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑤ その他、選定委員会が不相当と認めた場合

(8) 選定結果の通知・公表

選定結果は、提案者へ書面により通知する。併せて、市のホームページにおいて、契約候補者及び次点を公表する。

(9) その他留意事項

応募者多数の場合は、事前に提案書類による書類審査を行う場合がある。

その場合、書類審査による合格者のみがプレゼンテーション及び質疑応答による審査に進むこととする。書類審査を実施する場合においては、参加資格結果の通知の際に通知するものとする。

#### 10. 契約内容の調整

契約候補者との協議により、業務内容等について調整を行い、仕様を確定させる。  
なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

#### 11. 契約の締結

委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約候補者と契約を締結する。

#### 12. 業務の再委託

業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。  
ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上業務の一部を委託することができるものとする

#### 13. 個人情報保護

大分市個人情報保護条例に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。また、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡すものとする。

#### 14. 守秘義務

本業務を行うにあたり、業務上知りえた情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

#### 15. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案者が1社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を契約の相手方として選定する。
- (3) 提出された書類等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。

#### 16. 書類提出先・問合せ

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎6階  
土木建築部 住宅課 住宅活用担当班 加藤 三宮  
電話番号 097-585-6012 (直通)  
E-mail : jyutaku@city.oita.oita.jp

